

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物・構築物・車輛運搬具・器具及び備品・ソフトウェア → 定額法
- ・リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産 → リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)及び拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人は、社会福祉事業のみの実施であること、拠点区分が1つであるため作成していない。
- (3) 松生園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3①)
 - 「法人本部」
 - 「特別養護老人ホーム松生園広域型」
 - 「特別養護老人ホーム松生園地域密着型」
 - 「ショートステイ松生園」
 - 「松生園デイサービスセンター」
 - 「居宅介護支援事業所」
- (5) 拠点区分資金収支明細書(別紙3②)は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	166,241,700	0	0	166,241,700
建物	248,170,170	3,102,000	15,440,054	235,832,116
合 計	414,411,870	3,102,000	15,440,054	402,073,816

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地(基本財産)	166,241,700	0	166,241,700
建物(基本財産)	749,827,957	513,995,841	235,832,116
土地(固定資産)	50,000,000	0	50,000,000
構築物	20,540,000	18,163,998	2,376,002
車輛運搬具	6,113,979	5,927,726	186,253
器具備品	42,603,925	30,166,909	12,437,016
有形リース資産	29,946,000	16,429,900	13,516,100
合 計	1,065,273,561	584,684,374	480,589,187

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
該当なし			
合 計			

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼務等	事業上 の関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし